

(年金制度) : 年金会計基準再考 (1) - 年金会計と時価主義

日本の退職給付会計基準は、数理上の差異の遅延認識など、年金資産・債務の変動額を遅延認識することが認められている点では、米国の FAS 87 と同様、決して時価主義ではない。しかし、財務会計に関する資産負債中心観が一般的になる中、英国の FRS 17 や新しい国際会計基準 IAS 19 では、時価主義と軌を一にし、数理計算上の差異の即時認識が採用されている。

英国の財務会計基準 (FRS) や国際会計基準 (IAS) において、企業年金に関する会計基準が、時価主義の方向へ舵を切ろうとしていることは、これまでも何度か述べてきた。そこで今回は 3 回連載で、少し別の角度から、再度、この点を検討してみる。まず、今号では退職給付会計基準と時価主義の関係について考え、次号以降、特に数理計算上の差異の即時認識が導入された場合の企業評価への影響、及び退職給付会計基準の今後の方向性、について述べてみたい。

2000 年度から導入されたわが国の退職給付会計は、しばしば「時価主義」に傾きすぎていると批判されてきた。しかし、退職給付会計の扱いは、実際には時価主義ではない。もしも、時価主義なら、その期に発生した価格の増減が期末の財務諸表に直ちに反映されるはずである。例えば、持ち合い株式の価格の増減は、税効果分を差し引いた後、期末の資本勘定に直ちに反映されている。

図表 1 : 現在の各国会計基準における (未認識) 年金債務の認識 (償却) 方法の比較

	FAS87 (米国)	IAS19 (従来の国際 会計基準)	新会計基準 (日本)	FRS17 (英国)
数理上の差異	10% 回廊方式 範囲外の分は 一定期間で認 識	10% 回廊方 式。範囲外の 分は一定期間 で認識。	原則として従 業員の平均残 存勤務年数以 内で均等認識 (即時認識も 可能)	全額を即時認 識(総認識利 得損失勘定)
過去勤務債務	従業員の前 平均残存勤務 年数で均等認 識。	給付の受給権 が確定するま での期間で均 等認識。	原則として従 業員の平均残 存勤務年数以 内で均等認識 (即時認識も 可能)	給付の受給権 が確定するま での期間で均 等認識(損益 勘定の営業費 用)
会計基準移行 時差異	平均残存勤務 年数または15 年の内、15年 を越えない期 間内に認識	5年以内に認 識	15年以内に 認識	即時認識

しかし、退職給付会計は異なる。 会計基準変更時に生じた、退職給付引当金の増減 (移行時差異)、 制度の変更により生じた退職給付債務の増減 (過去勤務債務)、 割引率や死亡率など数理上の仮定を変更したり、その仮定と実績との間の差を修正したりする場合の退職給付費用や退職給付債務の増減 (数理計算上の差異)、 については、直ちに財務諸表には反映させ

ないのが原則である。については、15年以内、については従業員の残存勤務年数以内に反映させる。つまり、債務や資産の時価の増減が、時間をかけて認識される(遅延認識)。

図表1のように、このような遅延認識は決してわが国だけにみられる扱いではない。数理計算上の差異をとると、米国の財務会計基準書87号(FAS87)、国際会計基準書19号(IAS19)では、数理計算上の差異が年金の制度資産と年金債務の10%の内、大きい方の額を超えた場合に、その超えた額を、財務諸表に費用(負債)や収益(資産)として認識することになっている。これを回廊(コリドー)方式という。その際にも、最長で従業員の残存勤務年数の間に認識すればよい。

では、時価の増減を直ちに反映しない、遅延認識を認めてきたのはなぜか。それには、大きく2つの理由がある。第1に会計理論には、資産・債務評価額の短期的変動である数理計算上の差異はいずれ相殺されるので、それが生じた年度に全額認識すると、積立状態の変動の実態を反映しないという考え方がある。第2が、短期的な変動を認識した場合に、損益や資産負債額の変動が期間損益を圧倒するほど大きくなり、制度運営に支障を来すという実務上の配慮である。FAS87を制定した1985年当時の米国や新会計基準を制定した1999年の日本、あるいは国際会計基準理事会でも、これらの理由で遅延認識を認めてきた。

ところが、この数年、各国の会計基準は、数理上の差異について即時認識を求めるようになりつつある。2005年から施行された英国のFRS17では即時認識が原則になった。2004年に改定された新しい国際会計基準IAS19でも選択肢として即時認識を認めた。年金資産・債務額の変動が、財務諸表で直ちに認識され、資本勘定に反映される。これこそが時価主義である。

その理由としては、即時認識でないと、経営者の裁量が広すぎる、数理計算上の前提の変動は、将来、相殺されるとは限らない、運営に支障が出るとしても、制度のリスクを正確に反映した結果であり、遅延認識の理由にならない、という点が挙げられている。

特に上記のやについて言うと、米国には数理上の差異の遅延認識により、企業年金の制度運営が歪められているという研究がある。FAS87の下では、損益計算書上の退職給付費用が
$$\text{退職給付費用} = \text{勤務費用} + \text{利息費用} - \text{期待運用収益} \pm \text{数理計算上の差異の認識費用}$$
として計算される。例えば、運用がうまくいかず、利回りがこの期待運用収益率を下回ると、その差額が式の最後の項「数理計算上の差異の認識費用」に含まれ、利益や資本を減少させる。ただ、遅延認識により、その減少幅は実際の差額の数分の一に過ぎない。そのため、損益計算書や貸借対照表を見ているだけでは、投資のリスクが実際よりも低くみえる。それを利用して、企業経営者が、リスクは高いが、高利回りを期待できる株式投資を増やしているのだという。

さらに視野を広げると、即時認識が採用されつつある背景として、会計基準における「資産負債中心観」の広がりが指摘できる。財務会計の目的、あるいは利益の本質、については、大きく2つの考え方がある。1つは、財務会計の目的が、経営者の経常的・長期的な努力の成果である利益を示すことにある、という「収益費用中心観」である。この考え方に立つと、非経常的・一時的な収益・費用については、認識をせずに済ませることになる)。

もう1つは、財務会計の目的は企業の正味資産（資本）の増分を示すことにあり、その増減の要因を、利益として示すべきだという考え方である。これを「資産負債中心観」と言う。この考え方では、資産・負債の時価に変動があれば、バランスシートだけでなく、利益にも直ちに反映させるべきことになる。

この数年、国際会計基準理事会などを中心に、さまざまな場面で、後者の考えが前者に取って代わりつつある。例えば、金融商品に関する国際会計基準 39号（IAS39）では、金融商品をすべて時価（公正価値）により、毎期末に評価替えし、その変動を損益計算書で認識するように、検討が進みつつある。

この2つの会計観に即して言えば、従来のIAS19やFAS87では、まず退職給付債務の評価があり、それに合わせて退職給付費用が計上されている点で、資産負債中心観に近い。しかし、遅延認識や回廊方式により、費用を長期に認識したり、非経常的で重要でないと考えられる収益費用の認識を避けたりしている点では、収益費用中心観の性格も持っており、両者の折衷であった。一方、英国基準FRS17はもちろん、新IAS19も、年金資産・債務の増減を即時認識する点では、昨今強まりつつある資産負債中心観の流れに一歩を踏み出して、退職給付会計を再構成しようとしているといえる。

以上をまとめると、年金資産・債務の変動について、遅延認識を認めている日本の退職給付会計や米国のFAS87あるいは従来のIAS19は、決して時価主義とはいえない。ただ、近年、国際的に会計基準の考え方が収益費用中心観から資産債務中心観へと移るにつれ、退職給付会計においても、時価主義に近い考えが強くなってきた。その典型が、数理上の差異の即時認識を求める英国のFRS17や即時認識の選択的採用を認めた新IAS19である。わが国の退職給付会計にも、こうした時価主義の考えが影響を及ぼそうとしている。

もっとも、日本の退職給付会計基準でも、バランスシートに計上されていない未認識債務の時価が財務諸表の脚注に開示されている。投資家がそれを知っている以上、実態としては、時価主義になっているという意見もあろう。そこで、もしもそれが企業評価に織り込まれているのであれば、会計基準上、遅延認識が即時認識に変わっても、株式や債券の評価は変わらないということになる。この点については、次回以降さらに考えてみたい。（臼杵 政治）

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082 E-mail：pension-query@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWeb アドレス http://www.nli-research.co.jp/stra/stra_all.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したのですが、その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。